

新潟県条例第13号

新潟県立武道館条例の一部を改正する条例

第1条 新潟県立武道館条例（平成28年新潟県条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動後条等」という。）に対応する同表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下この条において「移動前条等」という。）が存在する場合には当該移動前条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動前条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下この条において「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 （略）</p> <p><u>（事業）</u></p> <p>第2条 <u>武道館は、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p><u>（1）道場その他の施設を提供すること。</u></p> <p><u>（2）武道教室の開催等健康増進に関する事業を実施すること。</u></p> <p><u>（3）武道競技の競技力の向上に関する事業を実施すること。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、武道館の設置の目的を達成するために必要な事業</u></p> <p>第3条 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第4条 <u>指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</u></p> <p><u>（1）第2条各号に掲げる武道館の事業の実施に関する業務</u></p> <p><u>（2）第8条に規定する利用の承認に関する業務</u></p> <p><u>（3）第9条に規定する利用承認の取消し等に関する業務</u></p> <p><u>（4）武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>（5）前各号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務</u></p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第5条 <u>武道館の開館時間は、午前9時から午後9時30分までとする。</u></p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第6条 <u>武道館の休館日は、次に掲げる日とする。</u></p> <p><u>（1）火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる日を除く。）</u></p> <p><u>（2）12月29日から翌年の1月1日までの日</u></p>	<p>第1条 （略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（指定管理者が行う業務）</p> <p>第3条 <u>指定管理者は、武道館の運営及び維持管理に関する業務を行うものとする。</u></p>

(開館時間又は休館日の変更)

第7条 前2条の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

(利用の承認等)

第8条 武道館の施設又は附属設備で別表又は規則で定めるもの（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の利用を承認しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設等を破損するおそれがあると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、武道館の管理上支障があると認めるとき。

3 指定管理者は、武道館の管理上必要があると認めるときは、第1項の承認に条件を付することができる。

4 施設等のうちトレーニングルームを利用することができる者は、12歳以上の者（小学校の児童及びこれに準ずる者を除く。）とする。

(利用承認の取消し等)

第9条 指定管理者は、前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 不正の手段により利用の承認を受けたとき。

(2) 前条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 前条第3項の規定により利用の承認に付した条件に違反したとき。

(4) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(利用料金)

第10条 利用者は、施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 指定管理者は、利用料金をその収入として收受するものとする。

3 利用料金は、別表又は規則で定める額の範囲内で、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について知事の承認を受けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、同項

の規定により利用料金を定めることが適当でない
と認める場合には、あらかじめ知事の承認を得て、
利用料金を定めることができる。

5 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者
は、特別の理由があると認めるときは、後納させ
ることができる。

(利用料金の免除)

第11条 指定管理者は、公益上必要があるものとし
て規則で定める事由に該当すると認めるときは、
利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 指定管理者が既に收受した利用料金は、還
付しない。ただし、利用者の責めに帰することの
できない事由により施設等を利用することができ
なくなったときは、この限りでない。

(原状回復)

第13条 利用者は、施設等の利用を終了したとき(第
9条の規定により利用の承認を取り消されたとき
を含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければ
ならない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により武道館の施設、設備、
器具等を破損した者は、その損害を賠償しなけれ
ばならない。

(指定管理者の指定)

第15条 第3条の規定による指定を受けようとする
ものは、規則で定めるところにより、知事に申請
しなければならない。

2・3 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(指定管理者の指定)

第4条 第2条の規定による指定を受けようとする
ものは、規則で定めるところにより、知事に申請
しなければならない。

2・3 (略)

第5条 (略)

第6条 (略)

第2条 新潟県立武道館条例の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第8条、第10条関係)

(1) 個人利用の場合

区分	単位	基準額(円)					
		一般	高校生等	中学生	小学生	高齢者	
武道施設	通常利用	1人につき1施設3時間	330	220	160	160	160
	回数券による利用	通常利用11回分に相当する利用分につき	3,300	2,200	1,600	1,600	1,600
トレーニングルーム	通常利用	1人につき3時間	330	220	160		160
	回数券による利用	通常利用11回分に相当する利用分につき	3,300	2,200	1,600		1,600

備考

- 1 「武道施設」とは、大道場、小道場（畳敷き）、小道場（板張り）、弓道場（近的）、弓道場（遠的）及び相撲場をいう。
- 2 「一般」とは、18歳以上の者（高校生等及び高齢者を除く。）をいう。
- 3 「高校生等」とは、高等学校の生徒及びこれに準ずる者並びに15歳以上18歳未満の者（中学生を除く。）をいう。
- 4 「中学生」とは、中学校の生徒及びこれに準ずる者をいう。
- 5 「小学生」とは、小学校の児童及びこれに準ずる者をいう。
- 6 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 7 利用時間が3時間に満たないとき、又は利用時間に3時間未満の端数を生じたときは、当該利用時間又は端数の時間を3時間として算定する。

(2) 専用利用の場合

区 分			基準額（円）			
			午前9時から正午まで	正午から午後3時まで	午後3時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
大道場	入場料を徴収しない場合	全面利用	10,560	10,560	10,560	10,560
		分割利用（2分の1）	5,280	5,280	5,280	5,280
		分割利用（4分の1）	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（8分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	52,800	52,800	52,800	52,800
小 道 場 （ 畳 敷 き ）	入場料を徴収しない場合	全面利用	3,960	3,960	3,960	3,960
		分割利用（3分の2）	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（3分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	19,800	19,800	19,800	19,800
小 道 場 （ 板 張 り ）	入場料を徴収しない場合	全面利用	2,640	2,640	2,640	2,640
		分割利用（2分の1）	1,320	1,320	1,320	1,320
	入場料を徴収する場合	全面利用	13,200	13,200	13,200	13,200
弓 道 場 （ 近 的 ）	入場料を徴収しない場合	2,640	2,640	2,640	2,640	
	入場料を徴収する場合	13,200	13,200	13,200	13,200	
弓 道 場 （ 遠 的 ）	入場料を徴収しない場合	1,760	1,760	1,760	1,760	
	入場料を徴収する場合	8,800	8,800	8,800	8,800	
相撲場	入場料を徴収しない場合	1,760	1,760	1,760	1,760	
	入場料を徴収する場合	8,800	8,800	8,800	8,800	
研修室			1,320	1,320	1,320	1,320
会議室			1,320	1,320	1,320	1,320

備考 研修室及び会議室の額は、1室当たりの額とする。

附 則

この条例は、平成31年12月1日から施行する。